

違反者講習について

交通違反等の基礎点数が3点以下の軽微違反により、その累積点数が6点となり講習の対象となられた方は、違反者講習を受講することで運転免許の停止処分となりません。また、講習の対象となった点数（6点）は以後、累積されません。

【講習の対象者】

軽微違反により累積点数が6点になった方

※過去3年以内に停止処分等の行政処分の前歴・行政処分を受ける理由となった違反・違反者講習を受講する理由となった違反がある方等は対象となりません。

【講習の受講期間】

違反者講習の対象となられた方には、公安委員会から「違反者講習通知書」が配達証明郵便で郵送されます。

受講期間は、通知書を受け取った翌日から1カ月以内です。

【講習内容、手数料等】

講習時間 6時間 （座学3時間、各コースいずれか3時間）

○実車指導コース

手数料 13,900円（通知手数料1,000円含む）

○社会参加活動コース

手数料 10,350円（通知手数料1,000円含む）

※横断歩道等での歩行者保護活動等の道路交通にかかる奉仕活動を行います。

【講習の予約】

講習場所等の詳細は講習通知書の講習案内（裏面）を御覧ください。

受講枠に限りがあります。通知書を受けとられたら速やかに予約してください。

【講習を受講しなかった場合】

講習を受講しなかった場合、運転免許の停止処分（30日）を受けることになります。その場合は、停止処分の期間を短縮する停止処分者講習を受講することができません。

違反者講習の対象となった点数以外に違反がある場合は、停止処分の期間が30日加重されます。